

司法修習生に対する給費制の存続を求める決議

第1 決議事項

当会は、裁判所法の改正による司法修習生に対する給与の支給（以下「給費制」という。）の廃止及び修習資金の貸与制度（以下「貸与制」という。）の実施を内容とする裁判所法「改正」を見直し、司法修習生に対する給費制を維持することを求める。

第2 提案理由

1 司法修習の目的

司法修習は、裁判官、検察官及び弁護士（以下「法曹」という。）になろうとする者が、司法試験に合格した後、法律の定める一定の期間、法曹としての執務を行うにあたって必要な能力を得るために行われる研修である。

この司法修習は、質の高い法曹を養成することを目的とするとともに、法律実務に関する知識及び技法並びに高い職業意識及び倫理観を備えた法曹を養成するのに必要なものである。

2 司法修習における給費制の意義

司法修習の重要性にかんがみ、司法修習生には、修習に専念すべき義務（修習専念義務）が課されている。

そして、この修習専念義務を担保するため、司法修習生には国庫から給与が支給されてきた。

この給費制により、司法修習生は経済的な不安を持たずに司法修習に専念することができ、これまで貧富の差を問わずあらゆる階層から有為で多様な人材が輩出されてきた。

3 国の責務としての給費制

貸与制導入については、司法修習生の多くが弁護士という民間人となるのに、国が給与を与えることに国民の理解が得られないことが理由とされ

ている。

しかし、司法制度改革審議会の意見書は、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という弁護士法に定める使命に基づき、高い水準の法的サービスを提供することが弁護士の社会的役割であるとしているが、高い水準の法的サービスを広く提供し、「法の支配」を社会の隅々までいきわたらせるためには、質の高い弁護士が数多く必要であることは言うまでもない。

また、我が国の刑事司法は、裁判所の判断の適正さを目的に、弁護士が関与することを基本としており、その意味で弁護士は「司法権の一翼」を担っているとともに、国や地方公共団体と市民が対立する場合に市民の権利を擁護することによって行政権の監視をするなどの公的役割も有している。

つまり、弁護士も民間人ではあるものの、法により市民の生活と権利を守る「社会的インフラ」であるとともに、裁判官及び検察官とともに国家権力の一つである司法制度の一翼を担うという公的役割も有しているのである。

このように、弁護士は国の司法制度の一翼を担い、市民の権利の守護者として、法の支配を実現するという公共的、公益的な役割を果たすのであるから、弁護士を養成するための費用を負担することは、国の当然の責務というべきである。

この点、弁護士と同様に民間人ではあるものの「社会的インフラ」と称されている医師の場合、臨床研修制度において新卒医には2年間の臨床研修が義務づけられるが、研修医には給与が支払われ、国からは病院に対し臨床研修費等補助金が支払われている。

4 貸与制の弊害

経済的な不安をなくして修習に専念できる環境を実現してきた給費制を廃止することは、修習専念義務の崩壊を招くとともに、質の高い法曹を養

成するという司法修習の目的を著しく損なうこととなる。

特に、法科大学院の修了が司法試験の受験資格となっている現行制度においては、司法修習生が学資ローン等の大きな経済的負担を背負うことも少なくない。これに加えて給費制を廃止すれば、経済的余裕のない者に対する法曹への途が極めて狭くなり、経済的に余裕のある者しか法曹になれないという状況を招くことは必至である。これは、法曹に有為で多様な人材を確保するという、司法制度改革の目的と矛盾する。

また、給費制が廃止されれば、法科大学院もないような地方に居住している者が法曹を目指す場合、法科大学院入学時の転居費用、法科大学院通学時の学費・家賃・生活費に加え、司法修習中の生活費についても考えなければならなくなり、場合によっては修習中の家賃などの負担も生じる。司法試験の合格率の低下なども考えると、経済的に余裕のない地方居住者が法曹を目指す場合には、負担・リスクがあまりにも大きくなり、有能な人材が経済的理由で法曹を断念することが続出すると懸念され、出生地による実質的差別を生むという不合理な結果ともなりうる。

さらに、一部新聞報道によれば、多額の負債を抱えた状態で法曹としての第一歩を踏み出すことになれば、弁護士となった者の活動が「営利優先になってしまう危険」という指摘や、「悪徳弁護士を生む礎になるというのは杞憂か」などの指摘までされており、もはや給費制の廃止は司法に対する市民の信頼を失う危険すら孕んでいると言わざるを得ない。

5 結語

以上の理由から、当会は、本年11月1日に迫っている給費制の廃止及び貸与制の実施に断固反対し、給費制の存続を国会、政府及び最高裁判所に対し、強く求めるものである。

2010年（平成22年）5月21日

佐賀県弁護士会